

1. 産業廃棄物処理施設の設置状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成17年度実績）による〕

(1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、57 保健所設置市
 ②調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数

(2) 調査結果の概要

平成18年4月1日現在において許可を受けた産業廃棄物処理施設の数は、全体で21,499施設（前年度（23,091施設）となっており、前年度より1,592施設（前年度比約6.9%）減少している。（表1-1参照）

表1-1 産業廃棄物の処理施設数

区 分	件 数 (平成18年4月1日現在)	平成17年度分		
		新規施設数	変更許可数	廃止施設数
中間処理施設	19,164 (20,613)	964	165	1,814
汚 泥 の 脱 水 施 設	4,810 (6,666)	79	16	1,496
汚 泥 の 乾 燥 施 設 (機 械)	242 (238)	15	3	10
汚 泥 の 乾 燥 施 設 (天 日)	73 (78)	2	0	2
汚 泥 の 焼 却 施 設	679 (654)	16	5	14
廃 油 の 油 水 分 離 施 設	256 (265)	9	2	14
廃 油 の 焼 却 施 設	639 (635)	14	3	15
廃 酸 ・ 廃 アルカリの中和施設	186 (200)	3	6	11
廃プラスチック類の破碎施設	1,286 (1,161)	192	23	34
廃プラスチック類の焼却施設	1,052 (1,076)	18	6	33
木くず又はがれき類の破碎施設	8,135 (7,765)	571	90	139
コンクリート固型化施設	40 (43)	8	0	2
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8 (8)	1	0	0
シアン化合物の分解施設	194 (216)	0	1	13
P C B 廃棄物の焼却施設	0 (0)	0	0	0
P C B 廃棄物の分解施設	16 (18)	1	0	1
P C B 廃棄物の洗浄施設又は分離施設	16 (13)	4	0	0
そ の 他 の 焼 却 施 設	1,532 (1,577)	31	10	30
最終処分場	2,335 (2,478)	32	17	40
遮 断 型 処 分 場	33 (33)	0	0	0
安 定 型 処 分 場	1,413 (1,484)	21	7	25
管 理 型 処 分 場	889 (961)	11	10	15
合 計	21,499 (23,091)	996	182	1,854

注) 1. 「木くず又はがれき類の破碎施設」は、平成13年2月から許可対象施設に加わっている。
 2. () 内は前年度の調査結果

①中間処理施設

許可を受けた中間処理施設の施設数は、全体で 19,164 施設となっており、前年度との比較では 1,449 施設（前年度比 7.0%）の減少となっている。施設の内訳は、木くず又はがれき類の破碎施設が 42.4%、汚泥の脱水施設が 25.1%、その他の焼却施設が 8.0%を占めている。

新規に許可を受けた焼却施設は 31 施設であり、前年度と比べて 9 施設の減少となった。（経年変化は図 1-1 参照）

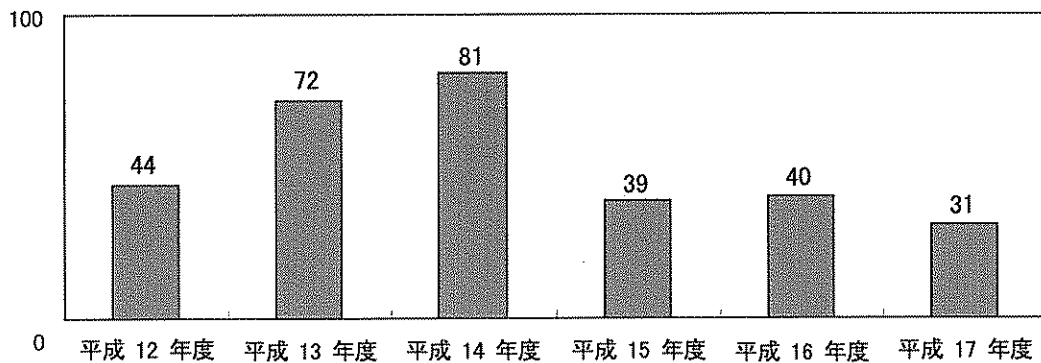
②最終処分場

許可を受けた最終処分場の施設数は、全体で 2,335 施設となっており、前年度との比較では 143 施設の減少となっている。

新規に許可を受けた最終処分場は 32 施設であり、前年度と比べて 6 施設の減少となった。（経年変化は図 1-2 参照）

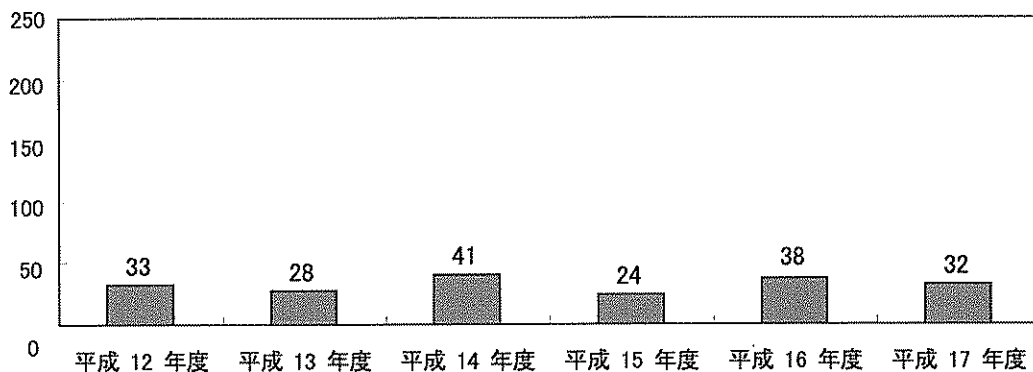
（参考）産業廃棄物処理施設の新規許可件数推移

図 1-1 焼却施設の新規許可件数



注) 焼却施設については、「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設を 1 つの施設としてカウントしているため、表 1-1 の数値とは一致しない。

図 1-2 最終処分場の新規許可件数



2. 産業廃棄物処理業の許可等の状況について

[産業廃棄物行政組織等調査（平成17年度実績）による]

(1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、57 保健所設置市
- ②調査内容 産業廃棄物処理業者の許可件数

(2) 調査結果の概要

①産業廃棄物処理業の許可の状況

平成18年4月1日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より25,104件増加し、282,618件となっている。そのうち、特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、25,671件であった。

(図2-1、表2-1参照)

図2-1 許可件数の経年変化

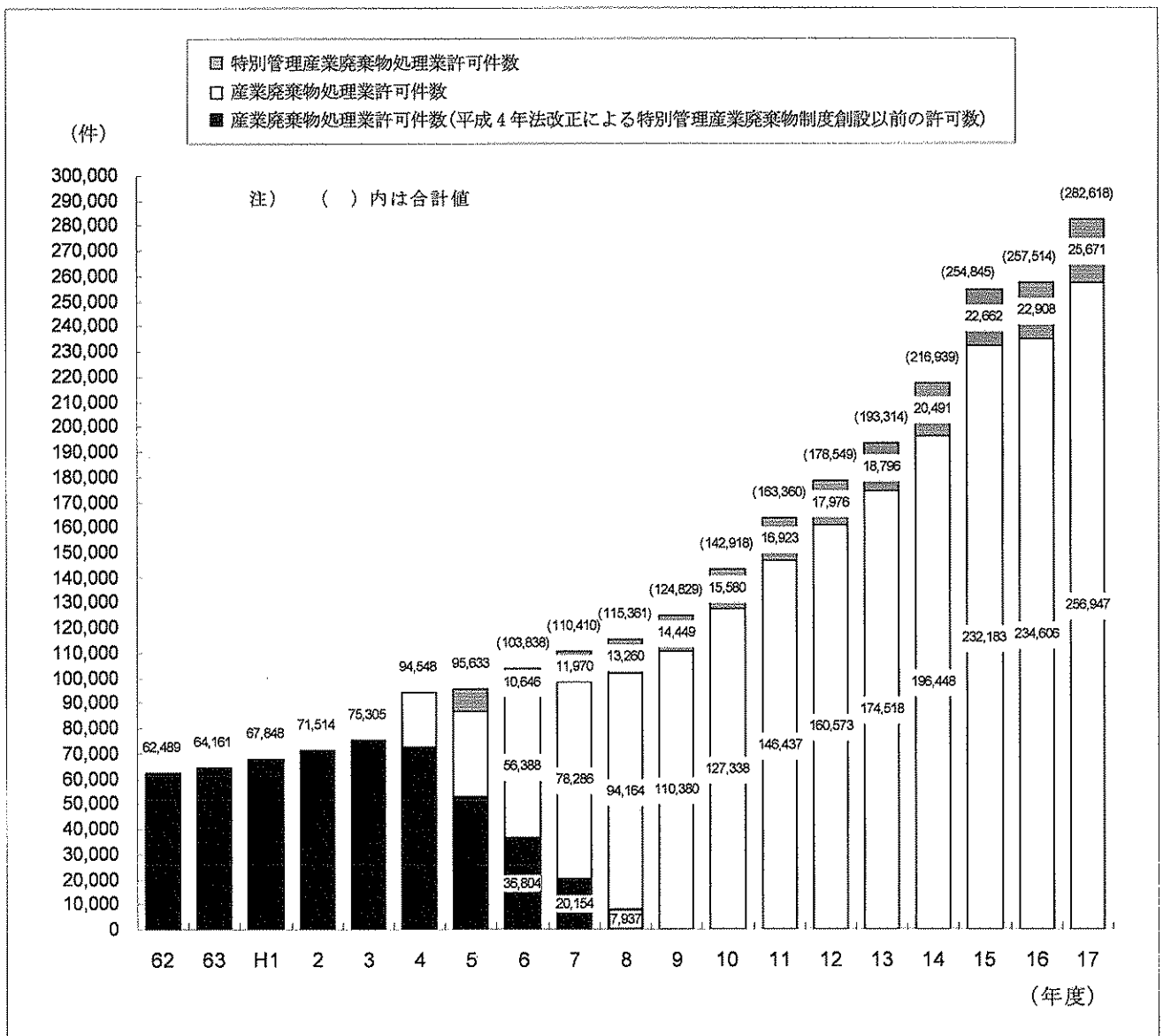


表2-1 産業廃棄物処理業の許可件数（平成18年4月1日現在）

許 可 件 数		合 計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
256,947	25,671	282,618

（内 訳）

（ア）産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成18年4月1日現在)	平成17年度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	243,792 (222,269)	24,734 (21,738)	28,313 (28,976)
積替あり	11,587 (9,229)	760 (643)	1,474 (1,412)
積替なし	232,205 (213,040)	23,974 (21,095)	26,839 (27,564)
処 分 業	13,155 (12,337)	859 (1,084)	2,018 (1,977)
中間処理のみ	11,895 (11,110)	831 (1,056)	1,820 (1,784)
最終処分のみ	529 (611)	15 (18)	69 (75)
中間・最終	731 (616)	13 (10)	129 (118)
合 計	256,947 (234,606)	25,593 (22,822)	30,331 (30,953)

（イ）特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成18年4月1日現在)	平成17年度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	24,769 (22,071)	2,474 (1,826)	1,896 (2,194)
積替あり	1,367 (1,114)	88 (53)	89 (95)
積替なし	23,402 (20,957)	2,386 (1,773)	1,807 (2,099)
処 分 業	902 (837)	54 (49)	43 (83)
中間処理のみ	824 (780)	46 (47)	40 (74)
最終処分のみ	50 (38)	5 (2)	0 (4)
中間・最終	28 (19)	3 (0)	3 (5)
合 計	25,671 (22,908)	2,528 (1,875)	1,939 (2,277)

- 注) 1. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。
 2. () 内は、前年度の調査結果である。

②産業廃棄物処理業の廃止の状況

平成 17 年度における産業廃棄物処理業の廃止（一部廃止を除く）の届出件数は合計 5,065 件であった。（表 2-2 参照）

表 2-2 産業廃棄物処理業の廃止届出件数（平成 17 年度）

廃止届出件数		合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
4,703	362	5,065

（内 訳）

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬業	4,371 (3,017)	342 (304)
積替あり	145 (136)	15 (9)
積替なし	4,226 (2,881)	327 (295)
処分量	332 (265)	20 (20)
中間処理のみ	273 (232)	19 (19)
最終処分のみ	35 (22)	1 (1)
中間・最終	24 (11)	0 (0)
合計	4,703 (3,282)	362 (324)

注) 1. () 内は、前年度の調査結果である。

3. 行政処分等について

[産業廃棄物行政組織等調査（平成17年度実績）による]

(1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、57 保健所設置市
 ②調査内容 行政処分等

(2) 調査結果の概要

平成17年度における法第18条の報告徴収は33,582件（前年度35,349件）、法第19条の立入検査件数は161,203件（前年度125,332件）であった。

また、平成17年度における行政処分については、法第14条の3の2（産業廃棄物処理業の許可取消し）及び法第14条の3による処分（産業廃棄物処理業の停止処分）の合計は810件（前年度956件）、法第14条の6による処分（特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は42件（同49件）、法第15条の3による処分（産業廃棄物処理施設の許可取消し）及び法第15条の2の6による処分（産業廃棄物処理施設の改善命令・停止命令）の合計は108件（同87件）、法第19条の3の命令（改善命令）は100件（同107件）、法第19条の5の命令（措置命令）は75件（同85件）、法第19条の6の命令（措置命令）は0件（同0件）であった。（表3-1参照）

表3-1 行政処分等の件数（平成17年度）

処分等の内容			件数		
立入検査等	法第18条の報告徴収		33,582	(35,349)	
	法第19条の立入検査		161,203	(125,332)	
管理票に関する 行政指導	法第12条の6の勧告		22	(31)	
	法第12条の6に係る指導		1,125	(2,227)	
行政処分	処理業	産業廃棄物処理業者に対する処分の合計		810	(956)
		法第14条の3の2の処分	許可の取消し	722	(884)
			全部停止	81	(66)
		法第14条の3の処分	一部停止	7	(6)
			特別管理産業廃棄物処理業者に対する処分の合計		42
		法第14条の6の処分	許可の取消し	33	(40)
	全部停止		8	(9)	
	一部停止		1	(0)	
	処理施設	産業廃棄物処理施設の設置者に対する処分の合計		108	(87)
		法第15条の3の処分	許可の取消し	42	(21)
改善命令			38	(44)	
法第15条の2の6の処分		停止命令	28	(22)	
		事業者等	法第19条の3による処分	改善命令	100
法第19条の5による処分	措置命令		75	(85)	
法第19条の6による処分	措置命令		0	(0)	

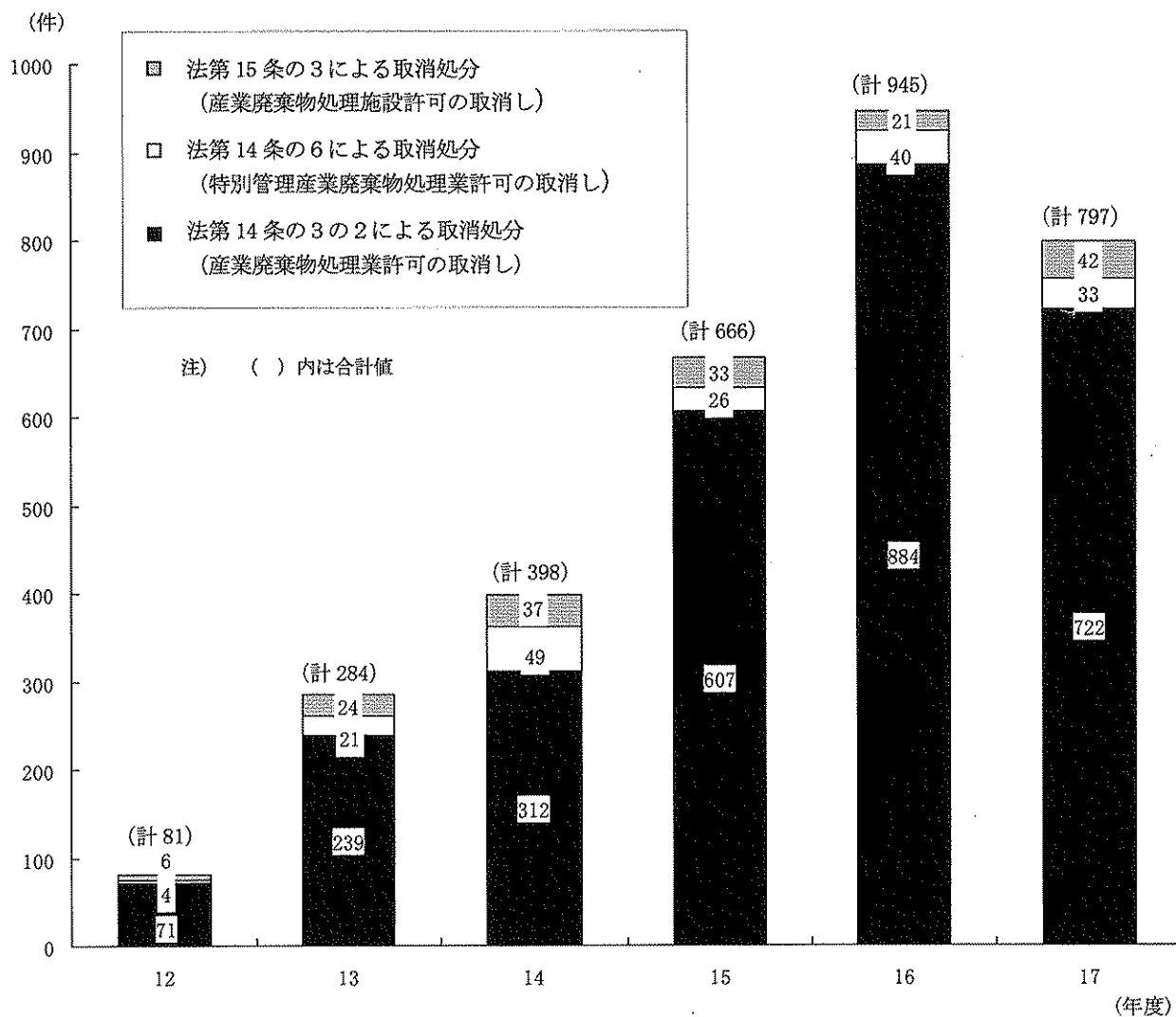
注) 1. ()内は、前年度の調査結果である。

2. 管理票に関する行政指導については、今回から特別管理産業廃棄物に対する勧告及び指導件数を追加した。したがって、前年度調査の件数は、昨年発表した数値と異なっている。

【参考資料】

a) 取消処分の推移

図3-1 取消処分件数の経年変化



- 注) 1. 平成17年度の数値は、都道府県及び保健所設置市に対し17年4月から平成18年3月末までの実績を調査した結果である。
2. 平成12年の廃棄物処理法改正により、同年12月10日から廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が追加された。
3. 平成15年の廃棄物処理法改正により、同年12月から廃棄物処理業者及び処理施設設置者が許可の欠格要件に該当した場合に、許可の取消しが義務化された。

b) 産業廃棄物の許可施設数の推移

	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
中間処理施設	11,976	14,625	14,007	13,854	17,787	19,540	19,284	19,931	20,613	19,164
汚泥の脱水施設	6,440	6,653	6,631	6,724	6,715	6,708	6,646	6,690	6,666	4,810
汚泥の乾燥施設（機械）	212	216	215	228	234	232	242	236	238	242
汚泥の乾燥施設（天日）	91	90	85	88	88	82	84	82	78	73
汚泥の焼却施設	569	706	739	721	709	717	644	650	654	679
廃油の油水分離施設	273	278	270	263	264	271	261	264	265	256
廃油の焼却施設	583	670	686	667	646	646	629	639	635	639
廃酸・廃アルカリの中和施設	161	169	165	174	178	193	196	200	200	186
廃プラスチック類の破砕施設	372	418	464	528	617	703	832	958	1,161	1,286
廃プラスチック類の焼却施設	2,445	2,575	2,002	1,848	1,708	1,572	1,125	1,069	1,076	1,052
木くず又ははがれき類の破砕施設	—	—	—	—	4,091	5,970	6,684	7,248	7,765	8,135
コンクリート固型化施設	52	50	48	46	47	46	44	44	43	40
水銀を含む汚泥のばい焼施設	5	6	6	6	7	7	6	7	8	8
シアン化合物の分解施設	245	263	253	246	245	235	230	225	216	194
PCB廃棄物の焼却施設	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0
PCB廃棄物の分解施設	—	—	—	2	5	10	13	15	18	16
PCB廃棄物の洗浄施設	—	—	—	0	0	3	5	7	13	16
その他の焼却施設	528	2,531	2,443	2,313	2,233	2,145	1,643	1,597	1,577	1,532
最終処分場	2,920	2,951	2,972	2,749	2,750	2,711	2,641	2,490	2,478	2,335
遮断型処分場	44	45	43	41	41	41	39	35	33	33
安定型処分場	1,776	1,805	1,834	1,669	1,674	1,651	1,632	1,494	1,484	1,413
管理型処分場	1,100	1,101	1,095	1,039	1,035	1,019	970	961	961	889
合計	14,896	17,576	16,979	16,603	20,537	22,251	21,925	22,421	23,091	21,499

c) 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置状況 (平成18年4月1日現在)

都道府県	中間処理施設	うち焼却施設	最終処分場
北海道	1,300	155	398
青森県	338	70	28
岩手県	339	58	48
宮城県	357	51	21
秋田県	278	43	22
山形県	306	67	26
福島県	429	119	73
茨城県	448	161	44
栃木県	272	49	20
群馬県	364	86	40
埼玉県	461	145	9
千葉県	491	126	49
東京都	345	48	5
神奈川県	732	157	23
新潟県	685	127	53
富山県	444	37	31
石川県	206	34	26
福井県	163	58	17
山梨県	126	24	2
長野県	582	86	34
岐阜県	456	86	19
静岡県	1,051	261	196
愛知県	1,079	215	140
三重県	584	99	35
滋賀県	269	62	46
京都府	160	26	16
大阪府	417	116	17
兵庫県	647	189	61
奈良県	76	16	18
和歌山県	163	19	11
鳥取県	156	14	18
島根県	211	32	26
岡山県	405	95	46
広島県	530	164	111
山口県	535	136	87
徳島県	136	34	14
香川県	207	40	53
愛媛県	513	91	57
高知県	155	25	18
福岡県	775	169	79
佐賀県	217	41	45
長崎県	270	28	34
熊本県	353	53	37
大分県	312	60	41
宮崎県	296	54	72
鹿児島県	413	43	42
沖縄県	112	33	27
全国計	19,164	3,902	2,335

d) 行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
法第18条 報告徴収	24,806	30,915	24,900	28,936	16,929	45,028	40,576	34,621	35,349	33,582
法第19条 立入検査	71,862	86,749	99,558	111,715	118,188	129,096	119,043	129,753	125,332	161,203
法第12条の6 勸告	0	0	0	0	0	8	1	0	31	22
法第14条の3の2 許可の取消し	8	7	27	49	71	239	312	607	884	722
法第14条の3 停止命令	47	40	50	61	156	102	91	87	72	88
法第14条の6 許可の取消し	1	2	5	7	4	21	49	26	40	33
法第14条の6 停止命令	6	3	4	8	19	14	16	11	9	9
法第15条の3 許可取消し	0	0	2	0	6	24	37	33	21	42
法第15条の2の6 改善命令	12	10	32	56	31	44	80	63	44	38
法第15条の2の6 停止命令	4	5	7	11	13	23	47	54	22	28
法第19条の3 改善命令	50	68	118	173	108	179	159	107	107	100
法第19条の5 措置命令	13	15	44	29	45	115	120	81	85	75
法第19条の6 措置命令	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0

4. 産業廃棄物広域認定等に関する状況（平成18年度実績）について

(1) 産業廃棄物広域認定の実績について

広域的に行うことによって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる廃棄物の処理については、従来、「広域再生利用指定制度」により、製造事業者等による自主回収及び再生利用を推進してきたところであるが、廃棄物の適正処理をより一層促進させるため、平成15年12月に従来の広域再生利用指定制度をより強化する形で「広域認定制度」が創設された。平成18年度における広域認定対象産業廃棄物ごとの回収量及び平成18年度末において認定されている認定数は次に示すとおりである。

表4-1 産業廃棄物広域認定業者回収量（平成18年度実績）

対象産業廃棄物	回収量 (t)		認定数	
石膏ボード、石膏製品	245,258	(233,625)	1	(1)
窯業系サイディング	36,002	(26,873)	5	(5)
事務機器、情報通信機器又は情報処理機器	55,566	(50,953)	23	(22)
軽量気泡コンクリート	1,909	(1,052)	3	(2)
工業用研削砥石	1,089	(1,007)	3	(3)
鋳物砂	10,067	(10,052)	1	(1)
ロックウール	1,332	(627)	3	(3)
グラスウール	370	(269)	4	(4)
パーティクルボード	3,497	(1,560)	4	(3)
けい酸カルシウム板及びピソノライト系けい酸カルシウム	405	(356)	3	(3)
木毛セメント板	7	(17)	1	(1)
タイル、ブロック、衛生陶器	58	(66)	1	(1)
押出し発泡ポリスチレン	5,883	(2,651)	4	(4)
発泡スチロール	98	(100)	1	(1)
ポリオレフィン床材	0	(12)	1	(1)
金属樹脂複合板	55	(26)	1	(1)
木粉入樹脂製成形材	24	(17)	1	(1)
ポリエステル繊維製品（エホム）	64	(8)	2	(1)
表面保護フィルム	18	(7)	1	(1)
浸漬型膜分離装置	102	(59)	2	(1)
梱包用バンド	0	(0)	2	(1)
住宅設備機器	819	(404)	1	(1)
蛍光灯	47	(9)	1	(1)
高輝度放電灯及び紫外線発光放電灯	6	(0)	1	(1)
建築部材	59,578	(61,797)	3	(2)
原動機付自転車及び自動二輪車	162	(111)	17	(17)
FRP 船	467	(116)	1	(1)
小形充電式電池	1,164	(1,122)	1	(1)

密閉型鉛蓄電池、開放型鉛蓄電池、開放型アルカリ蓄電池、電源装置	190	(138)	1	(1)
陶器瓦	0	(0)	1	(1)
粘土瓦	0	(0)	1	(1)
プラスチック製容器	276	(35)	1	(1)
吸収冷温水機、冷却塔、ファンコイルユニット、太陽熱温水器（集熱器）	1,103	(563)	1	(1)
ナイロン6製産業用ネット	2	(1)	1	(1)
透析用監視装置、透析液供給装置及び透析装置	0	(0)	1	(0)
消火器	575	(0)	3	(0)
合 計	426,192	(393,632)	102	(91)

注) () 内は、前年度実績を示す。

(2) 産業廃棄物再生利用認定の実績について

産業廃棄物の再生利用を促進するため、生活環境の保全上の支障がなく確実な再生利用を行うことのできる産業廃棄物について、対象産業廃棄物と再生利用の方法を環境大臣が定め、事業者の申請により認定し、処理業の許可及び施設設置の許可を不要とする「再生利用認定制度」が設けられている。平成18年度におけるこの認定制度による再生利用の実績は次のとおりである。

表4-2 産業廃棄物再生利用認定業者再生利用量(平成18年度)

再生利用の内容	再生利用量	再生品数量	再生に伴い生じた廃棄物の数量	認定業者数
廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用	(159,356 t)	(54,559,366 t)	(0 t)	(22)
	135,231 t	64,475,438 t	0 t	23
廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造	(2,734 t)	(2,378 t)	(69 t)	(4)
	1,841 t	1,642 t	33 t	5
廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品（ゴムと鉄を原材料として製造された加工品が廃棄物となったものに限る。）を鉄鋼の製造の用に供する転炉において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用する。	(52,206 t)	(6,787 t)	(0 t)	(1)
	48,130 t	6,257 t	0 t	1
廃肉骨粉（化製場から排出されるものに限る。）に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用する。	(16,321 t)	(10,057,553 t)	(0 t)	(17)
	15,916 t	9,411,372 t	0 t	17
シリコン汚泥（半導体製造、太陽電池製造又はシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じた汚泥に限る。）を転炉又は電気炉において溶鋼を脱酸するために利用する。	(2 t)	(2 t)	(0 t)	(1)
	2 t	3 t	0 t	1
合 計	(230,619 t)	—	(69 t)	(45)
	201,120 t		33 t	47

注) 1. () 内は前年度実績を示す。

2. 廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用する実績については一般廃棄物の実績も含む。

3. 合計については、昨年度の公表資料に誤記載があったため、修正後の再生利用量を記載している。

(3) 産業廃棄物広域再生利用指定の実績について

広域認定制度の創設により当該制度と同一の制度趣旨を有する「広域再生利用指定制度」は、法制的に上位の広域認定制度に吸収させるために廃止をしたが、広域再生利用指定制度により指定を受けている者については従来どおりの取扱いを可能とする経過措置を設けている。平成18年度における指定産業廃棄物ごとの回収量及び平成18年度末において指定されている指定数は次に示すとおりである。

表4-3 産業廃棄物広域再生利用指定業者回収量（平成18年度実績）

指定産業廃棄物	回収量 (t)		指定数	
廃タイヤ	329,431	(329,794)	2	(2)
石膏ボード、石膏製品	38,194	(35,106)	1	(1)
廃パチンコ台	2,536	(9,306)	8	(8)
窯業系サイディング	0	(97)	0	(1)
情報通信機器又は情報処理機器	81	(27,001)	3	(7)
軽量気泡コンクリート	1,270	(2,040)	1	(1)
工業用研削砥石	1,188	(638)	1	(1)
ドナーフィルム	44	(110)	1	(1)
ロックウール	473	(507)	3	(5)
グラスウール	0	(120)	0	(3)
パーティクルボード	1,891	(3,411)	2	(2)
実験用動物輸送容器	371	(423)	2	(2)
クリーニング用ハンガー	18	(17)	1	(1)
プラスチック製雨樋	15	(12)	1	(1)
押出し発泡ポリスチレン板	0	(22)	0	(1)
プラスチック系床材	3	(0)	1	(1)
電子部品製造装置	27	(5)	1	(1)
合 計	375,541	(408,610)	28	(39)

注) 1. () 内は前年度実績を示す。

2. 廃パチンコ台の回収量については、20kg/台として計算した。

5. 産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

[産業廃棄物行政組織等調査（平成18年4月1日現在）による]

(1) 最終処分場の残存容量（平成18年4月1日現在）

最終処分場の残存容量は約18,625万m³であり、前年度から約142万m³（約0.8%）増加した。

表5-1 最終処分場の残存容量（平成18年4月1日現在）

(単位:m³)

最終処分場		残存容量
遮断型処分場		19,810 (23,151)
安定型処分場	総数	76,489,791 (72,893,272)
管理型処分場	総数	109,742,463 (111,917,953)
	うち海面埋立	33,726,874 (36,574,042)
計		186,252,064 (184,834,375)

- 注) 1. 法第15条第1項の許可を受けた施設である。
 2. 「海面埋立」は、管理型処分場の総数の内数である。
 3. () は、前年度の調査結果である。

(2) 最終処分場の残余年数（平成18年4月1日現在）

平成17年度の最終処分量及び平成18年4月1日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では7.7年であるが、首都圏では3.4年と前年度と同様に厳しい状況にある。

表5-2 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数（平成18年4月1日現在）

区分	最終処分量 (万t)	残存容量 (万m ³)	残余年数 (年)
全国	2,423 (2,583)	18,625 (18,483)	7.7 (7.2)
首都圏	659 (526)	2,229 (1,777)	3.4 (3.4)
近畿圏	422 (393)	2,612 (2,292)	6.2 (5.8)

- 注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
 近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
 2. 残余年数=残存容量/最終処分量とする。(tとm³の換算比を1とする)
 3. () 内は、前年度の調査結果である。

(3) 最終処分場の残余年数等の推移

